

# 駿府城公園施設利用料金免除申請書

【東御門・巽櫓、坤櫓、紅葉山庭園（茶室を除く）】

指定管理者あて

令和3年静岡市告示第181号の基準に基づき、利用料金の免除を申請します。

区分（減免基準）

- ① 2（1）イ （学校、保育所、認定こども園等の行事での利用）
- ② 2（2） （上記行事の下見）
- ③ 2（3） （視察）
- ④ 2（4）① （児童福祉施設、保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設での利用）
- ⑤ 2（4）② （上記利用の下見）
- ⑥ 2（4）③ （報道又は取材目的の利用）
- ⑦ 2（4）④ （旅行業者の業務での利用）
- ⑧ 2（4）⑤ （静岡市または指定管理者が実施する事業での利用）

入場年月日・時刻	令和 年 月 日 時 分
名称等	
所在地	
責任者（引率者）	
連絡先電話番号	

入場者内訳

	確認数	備考
大人	人	
小人	人	
計	人	

※ 事前に、駿府城公園二ノ丸施設管理事務所（054-251-0016）へご連絡ください。